

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和4年11月17日(木) 午後8時15分～午後8時50分
2. 場 所 市役所別館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：小山副市長、総合教育部長、総務部次長、人事課長、
上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2022賃金確定重点要求書」、「2022年 年末一時金要求書」に基づく交渉(3回目)

<交渉内容要旨>

I. 最終回答について

組 合	市
・ 11月8日及び15日に行った計2回の交渉を踏まえ、我々の要求に対する回答を求める。	・ 現在、本市が置かれている状況等を総合的に勘案し、以下の内容をもって最終回答とする。

【最終回答内容(抜粋)】

1. 給与改定

- (1) 給料表の増額改定※ 若年層に係る号給に限る。(令和4年4月1日遡及適用)
行政職給料表の適用を受ける職員における平均改定率：0.27%
- (2) 期末・勤勉手当の引上げ(年間0.10月分) (令和4年12月1日適用)

2. 任期付職員の給与改定(令和4年4月1日遡及適用)

任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員が適用を受ける給料表について、正職員の改定を踏まえた増額改定を行う。

3. 会計年度任用職員の給与改定(実施日：令和5年4月1日)

- (1) 会計年度任用職員が適用を受ける給料表について、正職員の改定を踏まえた増額改定を行う。
- (2) 本市における非常勤職員の報酬には、一時金相当額を含んで月額を設定しているといった観点を労使確認してきた経過を踏まえ、会計年度任用職員については、現行、特別給については期末手当のみで勤勉手当の支給はないものの、本年の人事院勧告への対応を考慮し、期末手当について、年間0.10月分引上げる。
なお、今後における会計年度任用職員に係る特別給の支給月数の取り扱いについては、引上げ・引下げにかかわらず、正職員の期末手当・勤勉手当に係る改定内容に準じた改定を実施するものとする。

【次頁に続く】

4. 会計年度任用職員の休暇制度の拡充（実施日：令和5年4月1日）

通年任用の会計年度任用職員の休暇制度について、働きやすい職場環境整備及び仕事と子育て・介護の両立支援の観点から、有給の病気休暇を勤務日数に応じて1年度につき最大30日（週休日・休日を除く。）とする。また、看護休暇（1年度につき7日）、短期介護休暇（1年度につき5日）を有給の休暇とする。

5. 課長代理昇任試験の廃止について

課長代理試験の要件や手法等については、これまでから適宜、見直しを行ってきたところであるが、今後、さらに職場の活性化や円滑な組織運営を持続的に図っていく観点から、今年度より試験を廃止する。

6. 現業職員の非現業職員への転用制度に係る要件について

現業職員の非現業職員への転用制度の対象要件について、今年度より「技能労務職給料表4級または5級の適用を受ける者」又は「入職10年目以上の者」に見直す。

7. 総合型放課後事業の実施に向けた体制整備について

令和5年度より実施する「総合型放課後事業」の円滑な実施に向け、放課後オープンスクエアなど新たな取り組みなどを踏まえた職務・役割の明確化を図るとともに、給与処遇の改善につなげるため、統括責任者やサブリーダーなどの新たな会計年度任用職員の職を設置し、運営体制の充実を図る。

事業の実施体制や個々の職などの詳細については、今後の協議の中で確認を行っていく。

以上